

米国トランプ関税違法判決とその影響

March 2026

In brief

【経緯】

米国連邦最高裁判所は、2026年2月20日、6対3の意見が分かれた判決において、国際緊急経済権限法（IEEPA : International Emergency Economic Powers Act）は、大統領に関税を課す権限を付与するものではないとの判断を下しました。¹同裁判所は、合衆国憲法上、関税は連邦議会に属する課税権の行使であり、IEEPAによる「輸入の規制」権限は、関税賦課（課税）まで及ばないと結論付けました。これにより、IEEPAに基づいて発動されていた直近の相互関税を含む IEEPA に基づく関税賦課は無効となりました。

【判決に影響を受けないトランプ関税】

通商拡大法第 232 条に基づく関税（鉄鋼、アルミニウム、自動車、自動車部品等の製品別関税）および通商法第 301 条等に基づく関税（第一次トランプ政権下にて課した対中国関税）は引き続き有効であり、これらの法令に基づく直近の行政措置も継続されます。

【新たな措置】

政権は IEEPA に基づく関税を停止させる²とともに、通商法第 122 条に基づく、世界一律の暫定的輸入関税を発動しました³。現行の大統領布告では 10% の関税が規定されていますが、トランプ大統領の直近の声明では 15% への引き上げが示唆されています（3月1日時点では未実施）。通商法第 122 条に基づく追加関税は上限 15%、期限 150 日以内の賦課に制限され、議会による延長がない限り継続はできません。

¹ https://www.supremecourt.gov/opinions/25pdf/24-1287_4gci.pdf

² <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/02/ending-certain-tariff-actions/>

³ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/02/imposing-a-temporary-import-surcharge-to-address-fundamental-international-payments-problems/>

【デミニミス(少額免税)への影響について】

デミニミス免税措置は従前より停止されていますが⁴、少額貨物にも適用されていた IEEPA に基づく関税が違法と判断されたため、少額免税に関する大統領令についても今般修正がされました。2026 年 2 月 24 日以降は、少額貨物についても通商法第 122 条に基づいて発表された関税率 10%が適用されます。

【重要事項】

これまで IEEPA に基づく関税を支払っていた事業者は、米国税関・国境警備局 (USCBP: US Customs and Border Protection) からの今後のガイダンスや、下級審の判断(返金の権利、方法、手続に関する判断)次第では、利息を含む還付を受けられる可能性があります。

*2026 年 3 月 6 日 追記:2026 年 3 月 4 日、米国際貿易裁判所(CIT)は IEEPA 関税に関して還付を命じました。詳細は[こちらのニュース](#)をご参照ください。

In detail

【最高裁判所の判決】(Learning Resources, Inc. 対トランプ政権)

最高裁は、IEEPA は大統領に対し関税賦課権限を与えるものではないと明確に判断しました。歴史的にも、連邦議会は関税権限を明示的かつ限定的な形で委任しており、IEEPA に関税設定を認める解釈は、議会が認めていない「行政権の変容的拡張(transformative expansion)」にあたる判断されました。なお、実際、IEEPA の 50 年の歴史の中で IEEPA が関税の賦課根拠とされたことはありませんでした。

本無効判決は IEEPA に基づき賦課された関税に限定されます。最高裁は IEEPA の輸入規制権限を否定したわけではありませんが、関税の賦課は無効と結論づけました。判決を受け、USCBP は 2026 年 2 月 24 日午前 0 時 01 分(米国東部標準時)(日本時間 2 月 24 日 14 時 01 分)に、これらの関税賦課および徴収を停止しました。最高裁は還付の権利については判断しておらず、輸入者は USCBP を通じた行政手続き、または、裁判所命令による手続き(国際貿易裁判所(CIT)等の下級裁判所の判断)を通じて還付を求めるものと予想されます。

【代替的措置としての暫定 10%輸入関税の賦課】

対して、ホワイトハウスは本判決を受け、通商法第 122 条に基づき、暫定的に 10%の従価輸入関税を課す大統領布告を発令しました。この関税は 2026 年 2 月 24 日午前 0 時 01 分(米国東部標準時)(日本時間 2 月 24 日 14 時 01 分)から 150 日間有効となります。通商法第 122 条は、大統領が「国際収支の根本的な問題」に対処するために最大 15%の追加関税を最長 150 日間適用することを認めています。議会が延長を決議しない限り、150 日以内に当該措置は失効します。また、通商法第 122 条に基づく関税は、大統領の判断のみで発動することができますが、特定の国ではなく各国からの輸入品に一律に適用される必要があります。政権は経常収支および国際収支の赤字を根拠としてこの措置を講じましたが、議会による延長がない限り、2026 年 7 月下旬に追加関税は失効予定です。一方で、期間中の関税率は、現在の 10%から、最大許容税率である 15%への引き上げがされる見込みです。大統領布告には広範な適用除外が含まれています。主な除外規定は次のとおりです。

- 通商拡大法第 232 条措置の対象品目
- 米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)に準拠するカナダおよびメキシコの本産品
- ドミニカ共和国・中米自由貿易協定(CAFTA-DR)(コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグアが対象)に基づき無関税で輸入される繊維・アパレル製品

⁴ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/02/continuing-the-suspension-of-duty-free-de-minimis-treatment-for-all-countries/>

- 特定の航空宇宙製品、医薬品および原薬、指定された電子製品、乗用車および特定のトラック・バス（および関連部品）重要鉱物およびエネルギー製品、一部の農産品、および情報資料（一部の品目は現行の通商拡大法第 232 条に基づく調査の対象）

なお、通商拡大法第 232 条に基づく製品別関税の状況は以下のとおりです。（2026 年 3 月 1 日時点）

| 品目 | 追加関税 | 発動日 |
|---------|----------------------------------------|-----------------------------|
| 鉄鋼・アルミ | 50% | 2025年3月12日 (2025年6月4日改訂) |
| 完成車 | 25% (日本・EU・韓国・台湾は MFN関税を含めて15%) | 2025年4月3日 |
| 自動車部品 | | 2025年5月3日 |
| 銅 | 50% | 2025年8月1日 |
| 木材・家具 | 木材10%、台所什器など25% (2027年初から30~50%に上昇) | 2025年10月14日 |
| 中大型トラック | 中大型トラック・関連部品は25%、 バスは10% | 2025年11月1日 |
| 半導体 | 一部の先端AI半導体に25%*1 | 2026年1月21日 |
| 医薬品 *2 | 100%(日本・EUなど15%, 英国0%) | 未発動 |

*1 貿易交渉の進展次第で、90日以内(4月13日まで)により幅広い製品への賦課が予告されている

*2 薬価引下げ合意に至った製薬大手の医薬品は関税対象外。

出所:各種発表や報道を基に PwC 関税貿易アドバイザー作成

*航空機、ドローン、医療機器などの 6 品目は調査を実施中。IEEPA 関税違憲判決に伴い、トランプ政権は製品別関税の対象拡大を検討。

企業が今すぐとるべき実務的対応

【IEEPA 関税の還付請求の準備(優先度高)】

● IEEPA 関税の精査

日本企業は、2025 年 4 月のトランプ関税賦課開始以来、過去約 1 年間における IEEPA 対象品を含む米国の輸入申告を精査し、その関税支払額を申告単位で特定する必要があります。特に、上述のとおり、第二次トランプ政権が課した追加関税の中には通商拡大法第 232 条の法令を根拠としたものが多数あるため、今回の判決に関連する関税のみを各申告から抽出する必要があります。この精査を実施しない限り、自社が米国から受け取るべき還付金の総額やその根拠などを正しく把握することができません。

なお精査にあたっては、輸入者ごとに整理する必要があります。

- ・ 米国に複数の子会社がある場合は、各子会社の輸入関税を個別に整理することが求められます。
- ・ DDP 建ての取引のように、日本の親会社等米国の非居住者が米国輸入者の場合もあるので注意が必要です。

併せて、今後還付が実現した場合のビジネス上の協議・交渉に備えて、関税コストの最終的な負担者や、関税の費用負担のサプライチェーン上の分担合意を整理しておくことが重要です。関税コストの負担には、以下のような例が想定されます。

- ・ 輸入者である米国法人が全額負担
- ・ 米国法人が支払った関税を、サプライヤーや顧客に転嫁
- ・ 売手である日本本社が価格変更を含め川上および川下の取引先と関税コストの負担を分担することを合意
- ・ サプライヤーが自社輸入時に支払った関税を、米国法人の米国内仕入価格に転嫁

また、実際に関税が還付された際に、例えば日本の親会社が追加関税相当額の負担を吸収するために米国子会社向けの移転価格を引き下げている場合には、本件の関税還付により子会社の営業利益率が増加することを、移転価格税制上どのように整理するかについても検討する必要があります。

● 申告状況と期限の整理

具体的な還付方法は今後明らかになるものと想定されますが、当初の輸入申告からの経過期間次第で、取り得る還付方法が異なることも考えられます。そのため各申告の清算(Liquidation)の期日と経過期間を整理しておくことも有用です。

- ・ 清算日を迎えていない貨物は、今からでも申告後修正(PSCs: Post-Summary Correction)を行うことで関税の還付を受けられる可能性があります。なお、PSCは原則として輸入後300日以内、かつ予定精算日の少なくとも15日前までに提出する必要があります。
- ・ 上記以降の輸入申告については、手続きとしては清算日後90日以内まで申請可能な自主的再精算(Voluntary Reliquidation)、180日以内までに実施可能な異議申し立て(Protest)等の方法も考えられます。実際にこれらの手続きで還付が可能であるか否かは現時点ではわからず、当局からの追加情報等を待つ必要があります。

あるいは、これらUSCBPの詳細を待たずして、訴訟を起こすことも選択肢として十分に考えられます。

● データ、文書および監査対応の準備

USCBPを通じた還付請求であるか、訴訟を通じた還付請求であるかに関わらず、個々の輸入申告にかかる還付請求をまとめる必要があるため、輸入者は還付請求ファイルの作成に着手することが推奨されます。

還付請求ファイルには、例えば以下が含まれます。

- ・ 関税の支払証憑
- ・ 修正申告やProtestの根拠を裏付ける資料など

また還付請求の対象となっている製品については、そもそもの申告内容の正確性を確認することも重要です。還付請求ファイルの準備にあたっては、併せて以下の確認も推奨されます。

- ・ 品目の関税分類(HSコード)が適切か
- ・ 原産国および申告価格が正しいか
- ・ Chapter 99条のHSコードが正しく申告されているか など

● 還付に関する指示のモニタリング

最高裁は還付の具体的な指針を示していません。今後、USCBPやCITが行政ガイダンスや追加訴訟を通じてプロセスを提示することが予想されます。

【契約・商取引上の対応】

上述のとおり、関税負担がサプライヤーや顧客に転嫁されている場合は、還付された場合の負担の際の按分や返金等の協議が発生することが想定されます。それらを見据え、例えば以下のような契約・商取引上の論点を整理することも重要です。

- ・ 契約上の関税転嫁や調整条項の見直し
- ・ 還付金の配分(売主対買主)
- ・ 請求書修正またはクレジットメモ(還付が発生した場合)に関する発行手順の整理
- ・ 新たな関税率を考慮した原価モデル検討

【代替措置および継続中の制度のモニタリングと管理】

前述の通商法第 122 条のように、今後も引き続きトランプ政権による関税措置は流動的であることが想定されます。そのため、今後の関税の動向についても注視が必要です。

- ・ **通商法第 122 条:** 行政当局が 10% の一律の輸入関税を発表。上限関税率は 15% で議会が延長しない限り最長 150 日間以内の関税賦課が可能です。そのため、今後も、適用範囲、発効日、および除外・免除の対象を注視する必要があります。
- ・ **通商法第 301 条:** 追加的かつより長期的な関税につながる可能性のある新たな調査が見込まれます。なお、過去の訴訟では中国品に対する既存の通商法第 301 条措置の一部(リスト 3/4A)について原告側を支持し、違法とされた例もありました。
- ・ **通商拡大法第 232 条:** 既存の措置は継続。引き続き除外申請を追求し、新たな国家安全保障上の措置を注視する必要があります。

【社内対応】

今回の判決を踏まえ、対応方針について社内の認識を統一することは重要です。

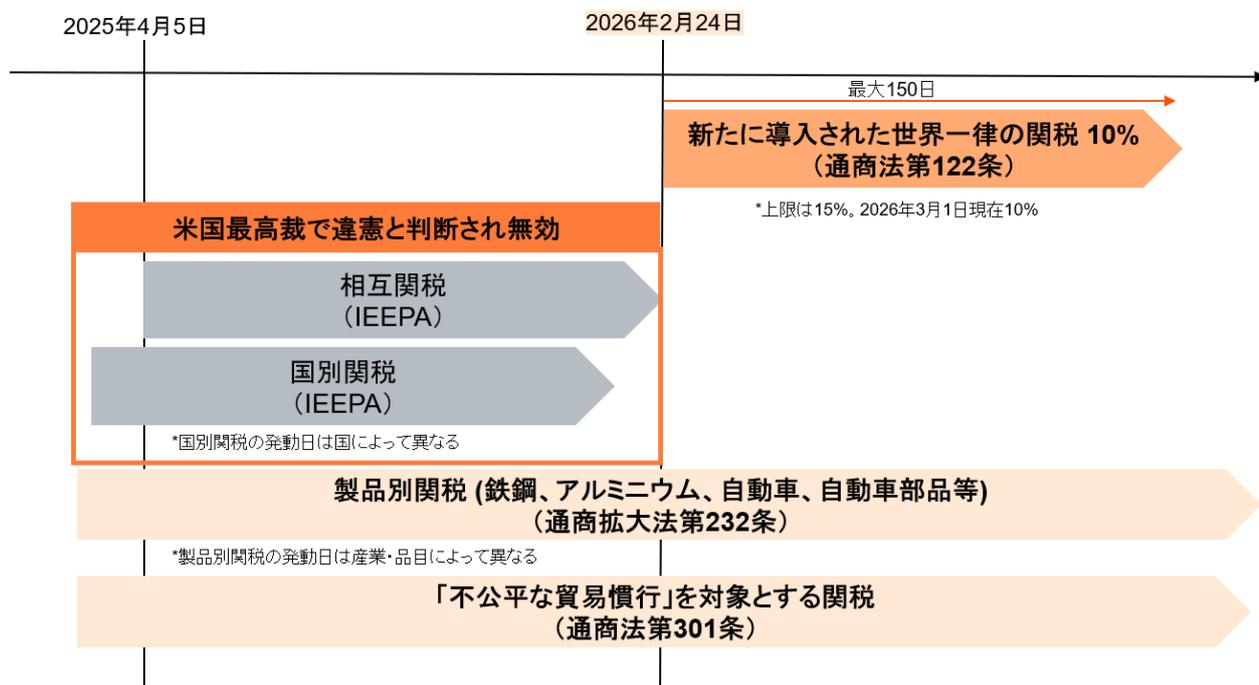
- ・ トランプ関税発動状況は複雑であるところ、今回の最高裁判所の判決による影響や変更点に加え、影響を受けない点(例、通商拡大法第 232 条や通商法第 301 条、等)を明確にした社内外向け FAQ を作成することも一案です。
- ・ また、CFO、税務、法務、営業およびサプライチェーンの各部門に対する以下内容のブリーフィングは、事業計画や継続にとっても有効と考えられます。
 - ・ 今般の最高裁判決が IEEPA に基づく関税のみを対象とするものであり、自社のどの製品の関税の還付が期待でき、どの関税は還付対象ではないかのすみ分け
 - ・ 還付の見込みスケジュール
 - ・ 通商法第 122 条に基づく代替関税コスト
 - ・ 取扱品への通商法第 301 条および通商拡大法第 232 条措置の可能性

The takeaway

IEEPA に基づく相互関税および国別関税は米国連邦最高裁裁判所で無効と判断されたため、2026 年 2 月 24 日の 0 時に廃止となりました。代替措置として米国政権は新たに通商法第 122 条に基づく一律関税 10% の賦課を発動しました。

IEEPA による関税賦課は無効と結論づけられたため、IEEPA に基づいて支払った関税は還付請求を行うことができると考えられます。ただし、IEEPA 関税は国によって発動日が異なり、また製品別関税も品目によって発動日が異なります。そのため、輸入者は支払った米国関税から、製品別関税と IEEPA 関税を切り分け、IEEPA 関税のみを期限以内に還付請求する必要があります。一方で、米国の関税に関する動向は依然不明瞭です。様々なケースを想定し、企業としてグローバル全体での関税の可視化や管理をしていくことが今後ますます重要になってきます。

米国関税最新状況(2026年3月1日時点)



出所: 各種発表を基に PwC 関税貿易アドバイザー作成

Let's talk

PwC 関税貿易アドバイザー合同会社は、関税コストシミュレーションのほか関税最適化に向けた支援を行っています。今回の IEEPA に基づく関税とその他関税の区分けや関税コスト算出も可能です。より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 関税貿易アドバイザー合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

米国関税に関するアドバイザーサービス

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/customs/us-tariffs.html>

パートナー
オルソン ロバート

ディレクター
芦野 大

シニアマネージャー
濱田 未央

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務における生成 AI などの最新テクノロジーの活用を含め、幅広い税務コンサルティングを PwC グローバルネットワークと連携しながら提供しています。税務の専門性とテクノロジーを融合させ、経営課題の解決に資するビジネスパートナーとして、企業を包括的に支援することを目指します。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 の国と地域に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC Customs and Trade Advisory LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.